

失業認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別 11203

①	1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	☒ した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 ☐ しない	7月	1	2	3	4	5	6	7	8月	1	2	3	4	5	6	7
			8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14		
			15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21		
			22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28		
			29	30	31		29	30	31									
②	2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額(何日分)などを記入してください。	収入のあった日	8月	22日	収入額	2,000円	何日分の収入か	2日分										
		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分										
		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分										
③	3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。																
		求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容													
		☒ (ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等 ☐ (イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 ☐ (ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 ☐ (エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等	8/19	ハローワーク ○○	職業相談の結果、株式会社△△への紹介を受けて、8月21日面接。採否結果待ち。 (8月27日採否通知予定)													
		(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。																
		事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果											
		(株) □□産業 (電話番号 012-345-6789)	8/11	直接訪問	営業	☒ (ア) 知人の紹介 ☐ (イ) 新聞広告 ☐ (ウ) 就職情報誌 ☐ (エ) インターネット ☐ (オ) その他	8月17日 不採用通知有り											
		(電話番号)				☐ (ア) 知人の紹介 ☐ (イ) 新聞広告 ☐ (ウ) 就職情報誌 ☐ (エ) インターネット ☐ (オ) その他												
		イ 求職活動をしなかった (その理由を具体的に記載してください。)																
		④	4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	☒ ア 応じられる ☐ イ 応じられない	イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。													
	(ア)			(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)											
⑤	5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	☐ ア 就職 ☐ イ 自営	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所) 事業所名 () 所在地 (〒) 電話番号 ()														
		月 日より就職(予定)																
		月 日より自営業開始(予定)																
⑥	雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。 令和 2 年 8 月 26 日 (この申告書を提出する日)	受給資格者氏名 雇用 太郎 印 支給番号 (20-123456-7)																
		○○ 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長 殿																
※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支給番号	—		2. 未支給区分 ()		3. 待期満了年月日												
	4. 支給期間 (初日) 年 月 日 ~ (末日) 年 月 日	5. 内職又は手伝いによる収入 (労働日数) 日 (収入額) 円		6. 基本手当支給日数 日														
	7. 就業手当支給日数 日	8. 就業手当に相当する特別給付支給日数 日		9. 就職年月日一経路 年 月 日														
	次回認定日・時間 月 日 時から 時まで		認定対象期間 月 日 ~ 月 日		※連絡事項													
備考		備考		取扱者印		操作者印												

2017.1

◎失業認定申告書には、ありのままを記入しましょう。

記入についての詳しい説明は、雇用保険説明会で行います。

- ① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職・就労、内職・手伝いをした場合は『ア した』に○印を付けてください。

失業の認定を受けようとする期間中とは

原則として、前回の認定日から今回の認定日の前日までをいいます。

就職または就労した日（○）、内職または手伝いをした日（×）

15ページの要件を参考にして、カレンダーに○印または×印を付けてください。

※ いずれの場合にも、収入の有無にかかわらず、必ず記入してください。

また、就職または就労、あるいは内職または手伝いかの判断がつかない場合には、ハローワーク等の係員にお問い合わせのうえ、記入してください。

- ② 失業の認定を受けようとする期間中に、内職または手伝いをして収入を得た場合、その内職収入、手伝いの謝礼等を受けた日と収入額、その収入が何日分のものであるかを必ず記入してください。
- ③ 求職活動の状況を具体的に記入してください（「求職活動」として認められるものについては、17ページ参照）。

具体的な記入要領は次のとおりです。

- 失業の認定を受けようとする期間中に求職活動を行った場合には、(1)欄の該当事項を記入してください。

(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募した場合には、(2)欄に該当事項を記載してください。

- 離職理由による給付制限を受けていた方は、給付制限後の最初の失業の認定日に、給付制限期間中における求職活動の状況も記載してください。

- (1)欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合に、該当する箇所に○印を付け、「活動日」、「利用した機関の名称」および「求職活動の内容」を具体的に記載してください。

(イ)～(エ)の民間職業紹介機関、労働者派遣機関、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載してください。

- (2)欄の「事業所名、部署」欄には、応募した事業所名と部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記入してください。

また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問等、求人に応募した方法を具体的に記入してください。

「応募の結果」欄には、例えば「現在採否結果待ち（×月×日採否結果通知予定）」、「×月×日採用（不採用）通知有り」等、その状況を具体的に記入してください。

- ④ ハローワークの職業紹介に応じられる場合には『ア 応じられる』に○印をつけてください。紹介に応じられない場合には『イ 応じられない』に○印を付け、その理由を裏面8の（ア）～（オ）から選んで○印を付けてください。
- ⑤ 就職が決まった場合には、就職（予定）年月日、就職先事業所等を正確に記入してください（見習い・試用期間等がある場合にはその初日を記入してください）。
- ⑥ 認定日の年月日、支給番号を記入してください。受給資格者氏名欄に、記名押印、または自筆で署名をしてください。

就職または就労とは（失業認定申告書のカレンダーに○印をする場合）

- ① 雇用保険の被保険者となる場合（就職の場合は失業認定申告書の5のア欄にも記入）。
- ② 事業主に雇用され、**1日の労働時間が4時間以上である場合。**
※契約期間が7日以上雇用契約において週の所定労働時間が20時間以上、かつ、週の就労日が4日以上の場合、実際に就労をしていない日を含めて就職しているものとして取り扱います。
- ③ 会社の役員に就任した場合（1日の労働時間は問わない）。
- ④ 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、原則として**1日の労働時間が4時間以上である場合。**
- ⑤ ④にあげた活動を行い、**1日の労働時間が4時間未満であったが、それに専念するためハローワーク等の紹介にはすぐに応じられない等、他に求職活動を行わなかった場合。**
※ ①、②、③の場合は、賃金等の報酬がなくても、就職または就労したこととなります。

内職または手伝い（失業認定申告書のカレンダーに×印をする場合）

- ① 事業主に雇用された場合、自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、**原則として1日の労働時間が4時間未満**（雇用保険の被保険者となる場合を除く）であった場合。
- ② 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、1日の労働時間が4時間以上だったが、1日当りの収入額が賃金日額の最低額（*）未満であった場合。
* 2,574円。この額は毎年8月1日に変更となる場合があります。
※ 内職または手伝いによる収入を得ていない場合でも、内職または手伝いをしたことの申告は必要となります。また、内職または手伝いにより収入があった（自己の労働によって収入を得た）場合は、その収入金額を申告する必要があります。

13 求職活動実績とは？

仕事探しの方法には、ハローワーク等が用意した各種メニューはもちろん、新聞広告やインターネットでの求人情報の検索や、知人への紹介依頼等、さまざまなものがありますが、基本手当の支給を受けるためには、客観的に確認することができる仕事探しの実績が必要になります。この実績のことを「求職活動実績」といいます（求職活動実績として認められる活動は「14 求職活動実績にはどんなものがあるの？」参照）。

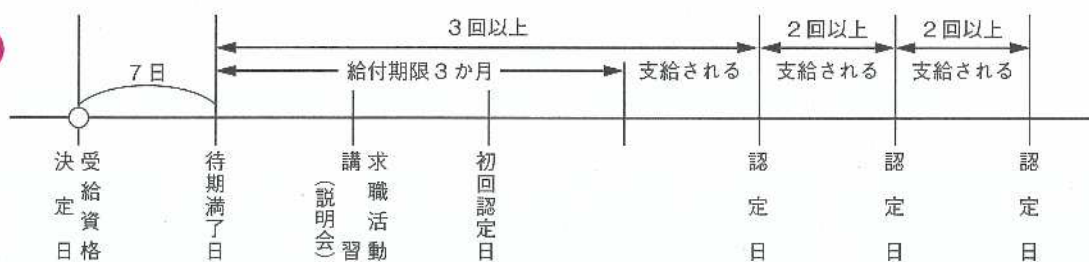
例 1



基本手当の支給を受けるためには、**求職活動実績として認められる活動**を、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間中に、最低**2回**以上行うことが必要となります。

また、給付制限がある場合には、この給付制限期間とその直後の認定対象期間をあわせた期間中に、原則として**求職活動実績として認められる活動**を最低**3回**以上行うことが必要となります。

例 2



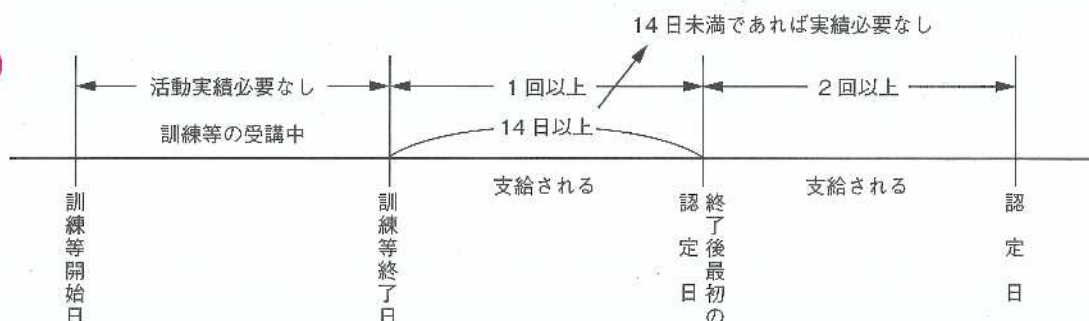
① 求職活動実績が1回以上でよい場合

- ① 就職困難者に該当する場合
- ② 認定対象期間の日数が14日未満となる場合
- ③ 求人への応募を行った場合

② 求職活動実績が必要でない場合

- ① ハローワーク等の指示・推薦により公共職業訓練等を受講している場合、ハローワーク等の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合。ただし、訓練等を受け終わる日（途中で取りやめる日を含む）が含まれる認定対象期間については、その認定対象期間から訓練等を受け終わる日を除いた期間が14日以上ある場合には、1回以上の求職活動実績が必要となります。

例 3



- ⑫ 求人への応募に係る採否結果を得るまでに、一の認定対象期間の全期間を超える期間を要する場合。ただし、採否結果を受けた日の属する認定対象期間については、その認定対象期間から採否結果を待っている期間（採否結果を受けた日の前日まで）を除いた期間が14日以上ある場合には、1回以上の求職活動実績が必要となります。



- ⑬ 病気等により認定日に来所することができず、証明書によって失業の認定を受ける場合の当該病気等の期間。

14 求職活動実績にはどんなものがあるの？

求職活動実績として認められる主なものは次のとおりです。ハローワークや新聞、インターネット等で求人情報を閲覧した、知人への紹介依頼等は、求職活動実績には含まれません。

- ① 求人への応募
- ② ハローワーク等、船員雇用促進センターが行う職業相談、職業紹介等
- ③ ハローワーク等、船員雇用促進センターが行う各種講習、セミナーの受講
- ④ 許可・届け出のある民間機関（民間職業紹介事業所、労働者派遣事業所）が行う職業相談、職業紹介等
- ⑤ 許可・届け出のある民間機関（民間職業紹介事業所、労働者派遣事業所）が行う求職活動方法を指導するセミナー等の受講
- ⑥ 公的機関等（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う職業相談等
- ⑦ 公的機関等（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講、参加等
- ⑧ 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験等

※ 求職活動実績にあたるかどうか不明な場合は、ハローワーク等にお問い合わせください。

これらの求職活動実績として認められるものは、1日も早い再就職の実現に非常に効果的なものですので、日々の仕事探しの方法の中に、積極的に取り入れるようにしましょう。

なお、申告された求職活動実績については、利用機関等への問い合わせ等により事実確認を行うことがあり、事実と異なる申告は不正受給となる場合があります。

※一連の活動であるが2回以上の求職活動実績とみなす場合

- ① 職業相談に引き続き職業紹介を受けた場合
- ② 職業相談に引き続き求職活動講演、就職支援セミナー等を受けた場合（逆の順序の場合も含む）
- ③ 求職中込みに引き続き職業相談を受けた場合
- ④ 企業説明会等において複数の事業所と個別に面談を行った場合

15 基本手当の支払いについて

基本手当は、失業の認定を受けた後、その認定された日数分について、あなたの指定した金融機関の預金口座に振り込まれます。

なお、預金口座に振り込まれるのは、失業の認定日の約7日後となります（金融機関によって振り込みまでの期間が異なります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その休日等の日数分だけ入金が遅れます）。

また、預（貯）金口座は本人名義の普通預金（貯蓄口座以外）でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。※一部のインターネットバンク・外資系金融機関は指定できません。

なお、振り込みの名義人は「コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

ご注意ください

- ☆ 氏名を変更するときは、通帳の名義を変えただけでは振込みができませんので、必ず新氏名名義の通帳を添えて、ハローワーク等の係員に申し出てください。
- ☆ 振り込まれた給付金の額について、雇用保険受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いないかどうかを確認してください。
- ☆ 不明な点は、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。

16 受給期間の延長とは？

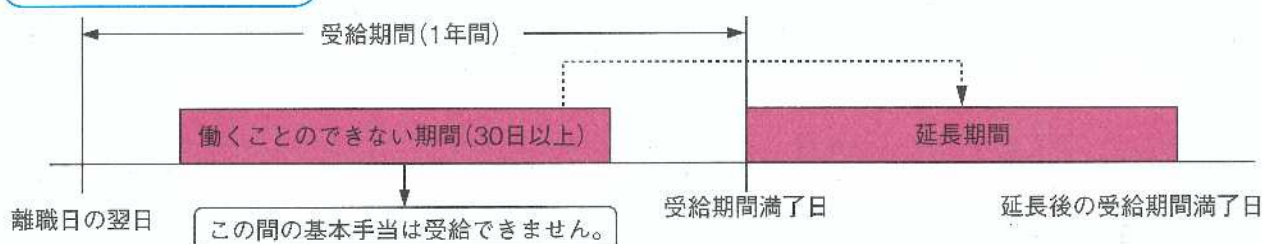
基本手当を受給できる期間は、原則、離職日の翌日から1年間（8～9ページ参照）ですが、次のような場合には受給期間を延長することができます。この期間中に、病気、けが、妊娠、出産、育児（3歳未満）、小学校就学前の子の看護、親族等の看護、配偶者の海外勤務に本人が同行する場合、一定のボランティア活動等で引き続き30日以上職業に就くことができない期間がある場合には、その職業に就くことができない日数を受給期間に加えることができます（受給期間に加えることができる期間は最大3年間です）。

受給期間延長の申請手続きについて

受給期間延長の申請をされる場合には、**引き続き30日以上働くことができなくなった日の翌日以降、早期にしてくださいことが原則**ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、申請が可能です。以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

- 1 「受給期間延長申請書」
- 2 「雇用保険受給資格者証」
- 3 「延長理由に該当することの事実を確認できる書類」
（郵送または代理人による提出も可能ですが、代理人の場合委任状が必要です。）

たとえば



受給期間の延長が認められると「受給期間延長通知書」をお渡ししますが、その延長の理由が終わったときは、すぐにハローワーク等に届け出てください。

なお、延長理由等によっては、医師の診断書等の証明書類等を提出していただくことになります。

受給資格の決定を受けた後、病気やけがのため15日以上働くことができない状態となったときは、基本手当のかわりに同額の傷病手当の支給を受けることができる場合があります。詳しくは「31 病気やけがで働けなくなったときは？」をご覧ください。

60歳以上の定年退職者等の受給期間の延長について

60歳以上（船員の方については50歳以上）の定年退職や定年後の継続雇用の終了により退職し、退職後一定期間求職の申し込みをしないことを申し出た場合には、この申し出た期間（最長1年間）分、受給期間を延長することができます。申請期限は、離職日の翌日から2か月以内です。この取り扱いを希望される場合には、必ず、ハローワーク等に離職票を提出される際に係員に申し出てください（求職申し込みをされた後には、この取り扱いはできませんので、ご注意ください）。

17 紹介拒否などによる給付制限とは？

ハローワーク等が紹介する職業に就くこと、指示した公共職業訓練を受けること、ハローワーク等が行う職業指導を受けることを正当な理由がなく拒んだとき、または、公共職業訓練を自己都合で中途退校したときは、その日から1か月間、基本手当の支給を受けることができません。

18 認定日にハローワーク等に来所しなかったときは？

認定日にハローワーク等に来所することができなかった場合には、その認定日までの期間と来所しなかった認定日当日については、**失業の認定（基本手当の支給）を受けることができません。**

そして、次の認定日の前日までにハローワーク等に来所して、職業相談等の積極的な求職活動をしなかった場合には、**その次の認定日の前日までの期間についても失業認定を受けることができません。**

以下の例を参考にしてください。

① 10月15日の認定日に来所せず、次回11月12日の認定日に来所した場合

認定日 (9/17)	認定日 (10/15)	認定日 (11/12)	認定日 (12/10)
支給を受けることはできません。	支給を受けることはできません。	支給を受けることができます。	
9/17 ~ 10/14	10/15 ~ 11/11	11/12 ~ 12/9	
来所	来所せず	来所	来所

来所できなかった認定日（10/15）の次の認定日（11/12）の前日（11/11）までに来所していないと、9月17日から11月11日までの56日間は支給を受けることができません。

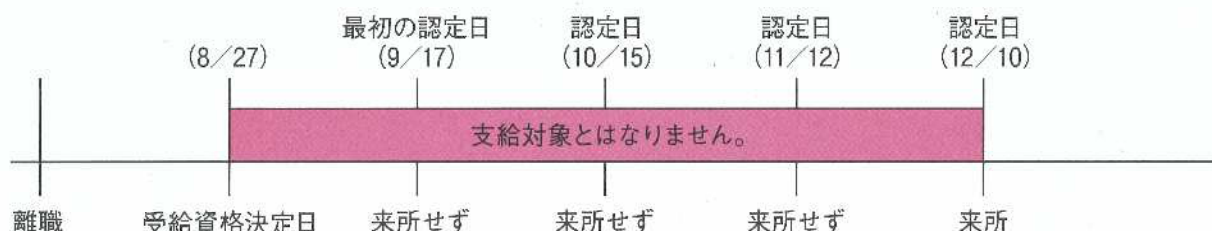
- ② 10月15日の認定日に来所せず、10月16日から11月11日の間に来所して職業相談を受けた後、次回11月12日の認定日に来所した場合



9月17日から10月15日までの29日間は支給を受けることができません。

なお、10月16日～11月11日の期間も、原則、2回以上の求職活動実績が必要となります。

- ② 給付制限3か月の方が、定められた認定日に来所せず、3か月経過後に来所した場合



待期および給付制限は終了せず、支給の対象とはなりません (10ページ参照)。

19 認定日の変更について

所定の認定日に来所できない場合に、次のようなやむを得ない理由がある場合にのみ、特別な取り扱いとして認定日を変更することができます。

その場合、必ず事前にハローワーク等に連絡したうえで指示を受けるようにしてください。

なお、認定日の変更の取り扱いを受ける場合には、原則として、その事実がわかる証明書等が必要となります (必要な証明書等については、ハローワーク等の窓口で指示を受けるようにしてください)。

やむを得ない理由とは？

- ① 就職をする場合 (43ページ別紙1)
- ② 証明書による認定を受けることができる理由に該当する場合
- ③ ハローワーク等の紹介によらないで求人者に面接する場合 (45ページ別紙2)
- ④ 各種国家試験・検定等の資格試験を受験する場合
- ⑤ ハローワークの指導で各種養成施設に入所する場合または各種講習を受講する場合
- ⑥ 親族 (6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族) の傷病について受給者の看護を必要とする場合 (51ページ別紙5)
- ⑦ ⑥と同範囲の親族の危篤または死亡および葬儀
- ⑧ 配偶者、3親等以内の血族または姻族の命日の法事
- ⑨ 受給者本人の婚姻または⑥と同範囲の親族の婚姻のための儀式に出席する場合
- ⑩ 子弟の入学式または卒業式への出席
- ⑪ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- ⑫ ①～⑪に準ずるものでやむを得ないと認められるもの

たとえば

病気のため10月15日の認定日に来所できず、ハローワーク等の指示により10月17日にその事実がわかる証明書類を持って来所した場合



10月17日には、9月17日から10月16日までの30日分の認定を受け、11月12日には、10月17日から11月11日の26日分の認定を受けることができます。

また、指定された認定日に来所できなかった場合、その理由が、次の①から④までのいずれかであるときは、その理由を証明した証明書によって次回の認定日にまとめて認定を受けることもできます。

この場合にも、必ずハローワーク等に連絡したうえで、指示を受けるようにしてください。

- ① 引き続いて14日以内の病気、けがをした場合（47ページ別紙3）
- ② ハローワーク（安定所）の紹介により、求人者と面接する場合（45ページ別紙2）
- ③ ハローワーク（安定所）の指示により、公共職業訓練等を受ける場合
- ④ 天災、その他やむを得ない理由のため来所できない場合

例えば次のような場合

- ㊶ 水害、火災、地震、暴風雨雪、交通事故等の場合（官公署の証明）
- ㊷ 消防団員が出動義務のある火災消火活動に従事した場合
- ㊸ 予備自衛官が訓練招集を受けた場合
- ㊹ 証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭した場合
- ㊺ 裁判員の選任手続きのため来所できない場合

20 就職または事業を開始することが決まったときは？

就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む）または事業を開始することが決まった時は、原則として、就職または事業（事業開始のための準備期間がある場合は準備）を開始する日の前日にハローワーク等に来所のうえ、失業認定申告書により就職の届け出を行い、失業の認定を受けてください。

就職の届け出に必要なもの

- ☐ 雇用保険受給資格者証
- ☐ 失業認定申告書
- ☐ 採用証明書等（43ページ別紙1）

なお、再就職手当等の支給要件に該当すると思われる場合には、失業の認定を行った後に支給申請用紙をお渡しします。

※ 雇用保険説明会までに就職が決まった（就職日が雇用保険説明会より前の日付）ときは、この「しおり」および説明会に持参するように指示されたものを持参のうえ、就職日の前日にハローワーク等に来所し、就職の届け出を行ってください。

※ 就職日より前に認定日が設定されている場合は、その認定日はハローワーク等に来所し、失業の認定を受ける必要があります。

※ ハローワーク等に来所のうえ、所定の手続きをしなかった場合、再就職手当等の申請は行うことができませんので、ご注意ください。

記載例

(受給中(前回認定日8月26日)、ハローワーク等の紹介により就職することとなったとき)

様式第14号(第22条関係) (第1面)

失業認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別 11203

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	☒ した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 ☐ しない	8月	1	2	3	4	5	6	7	9月	1	2	3	4	5	6	7				
			8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14				
			15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21				
			22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28				
			29	30	31								29	30	31						
2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額(何日分)などを記入してください。		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分													
		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分													
		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分													
3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。																					
☒ 求職活動をした ☐ 求職活動をしなかった	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。																				
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容																	
	(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	9/11	ハローワーク松山	(株)城山の紹介を受け、9/14面接 9/16から採用																	
	(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等																				
	(ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等																				
	(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等																				
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所																				
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果															
	(電話番号)				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他																
	(電話番号)				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他																
イ 求職活動をしなかった (その理由を具体的に記載してください。)																					
4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。		イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。																			
☐ 応じられる ☒ 応じられない		(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)																			
5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。		☒ 就職 ☐ 自営		(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職 9月16日より就職(予定)																	
				(就職先事業所) 事業所名 (株)城山 所在地 〒791-8522 松山市六軒家町3-27 電話番号 089-919-8609																	
雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。																					
令和2年9月15日				受給資格者氏名 本町 三郎																	
(この申告書を提出する日) 松山 公共職業安定所長 地方運輸局長 殿				支給番号 20-3801-1																	
※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄 1. 支給番号 2. 未支給区分 (空欄 未支給以外) 1 未支給 3. 待期満了年月日 4. 支給期間 (初日) 年 月 日 (末日) 年 月 日 5. 内職又は手伝いによる収入 (空欄 収入額) 円 6. 基本手当支給日数 日 7. 就業手当支給日数 日 8. 就業手当に相当する特別給付支給日数 日 9. 就職年月日一経路 年 月 日																					
次回認定日・時間		認定対象期間		月 日～ 月 日		※連絡事項															
月 日 時から 時まで						記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。															

21 再就職手当について

基本手当の所定給付日数の3分の1以上の支給日数を残して、安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合に、再就職手当の支給を受けることができます。

支給額は、所定給付日数の3分の1以上を残して就職した場合は、支給残日数の60%、所定給付日数の3分の2以上を残して就職した場合は、支給残日数の70%に、基本手当日額を掛けて得た金額になります。

所定給付日数	支給残日数		再就職手当の額（※上限有）
	支給率60%の場合	支給率70%の場合	
90日	30日以上	60日以上	$\text{基本手当日額} \times \text{所定給付日数の支給残日数} \times \begin{matrix} 60\% \\ \text{または} \\ 70\% \end{matrix}$ （※上限有） （1円未満の端数は、切り捨て）
120日	40日以上	80日以上	
150日	50日以上	100日以上	
180日	60日以上	120日以上	
210日	70日以上	140日以上	
240日	80日以上	160日以上	
270日	90日以上	180日以上	
300日	100日以上	200日以上	
330日	110日以上	220日以上	
360日	120日以上	240日以上	

※ 再就職手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。

- 離職時の年齢が60歳未満の方…………… 6,195円
- 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方… 5,013円

（基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります）

再就職手当の支給を受けた場合には、手当の額を基本手当日額で割って得た数に相当する日数分の基本手当の支給を受けたものとみなします。

「支給残日数」とは

所定給付日数から、同一の受給資格に基づいて既に基本手当の支給を受けた日数、または、傷病手当、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当の支給を受けたことにより基本手当の支給を受けたものとみなされた日数を差し引いた日数のことです。

※ 支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

また、給付制限期間中に就職した場合で、支給残日数が給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

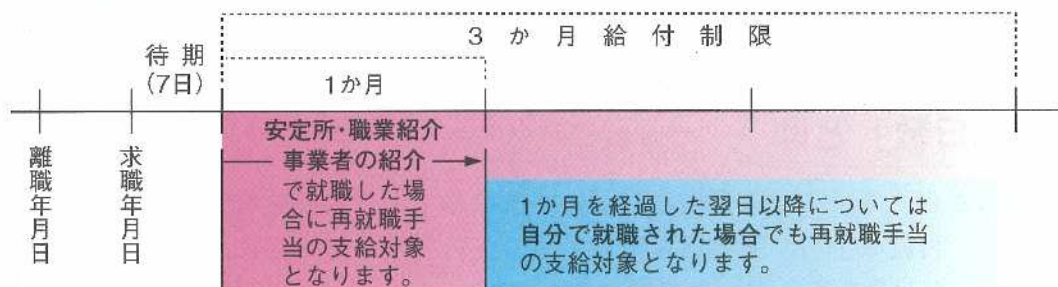
再就職手当の支給要件

次の①から⑧までの要件を全て満たしていることが必要です。

また、自立したと認めることができる一定の要件のもとに事業を開始された場合にも、再就職手当が支給されることがあります（この場合の支給要件等は、ハローワーク等の係員にお問い合わせください）。

次の要件を全て満たしていることが必要です

- ①就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。
(支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります) ※支給残日数については、「21 再就職手当についての(支給残日数とは)」を参照。
- ②1年を超えて勤務することが確実であると認められること。
(1年以下の雇用期間が定められ、雇用契約の更新に当たって、一定の目標達成が条件付けられている場合は「1年を超えて勤務することが確実であること」には該当しません)
- ③待期満了日後の就職であること。
- ④離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了日後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること。
- ⑤離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
(資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含みます)
- ⑥就職日前3年以内注の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。
(注)就職日前3年以内の就職とは、令和2年8月1日に就職の場合は平成29年8月1日以降就職により受給した者が該当します。
- ⑦受給資格決定(求職申し込み)前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと。
- ⑧原則、雇用保険の被保険者要件を満たす条件での雇用であること。
(例えば、委任契約、委託契約等については、雇用保険の被保険者に該当しません)



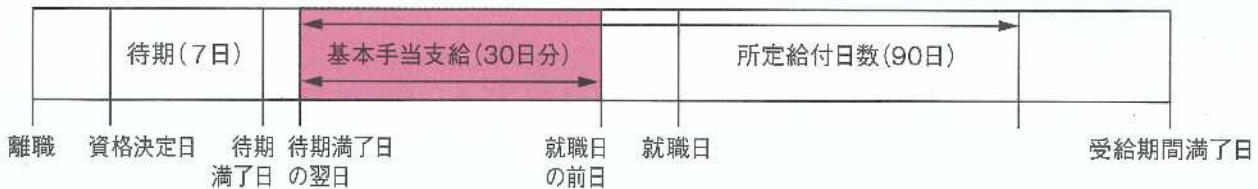
「ハローワーク等の紹介による就職」とは

ハローワーク等で紹介を受け、事業所に面接に行き、就職した場合のことをいいます。したがって、ハローワーク等の公開求人や求人情報誌等を見るなどして、ご自身で直接応募して就職された場合には「ハローワーク等の紹介による就職」とはなりません(職業紹介事業者等の場合も同様です)。

22 再就職手当を活用しましょう

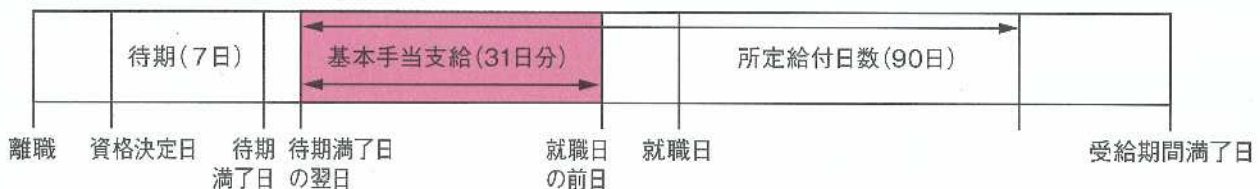
再就職手当は、早期に再就職すると給付率が60%→70%にアップします。

- 基本手当日額4,000円、所定給付日数90日の方が支給残日数60日の時点で就職された場合



- 所定給付日数90日に対して、基本手当の残日数が60日（3分の2以上）ですので、再就職手当の支給率は70%となります。
- 再就職手当の金額は、4,000円 × 60日 × **70%** = 168,000円となります。

- 基本手当日額4,000円、所定給付日数90日の方が残日数59日の時点で就職された場合



- 所定給付日数90日に対して、基本手当の残日数が59日（3分の1以上）ですので、再就職手当の支給率は60%となります。
- 再就職手当の金額は、4,000円 × 59日 × **60%** = 141,600円となります。

23 再就職手当の手続きは？

再就職手当の申請手続きについて

申請期限は、就職日の翌日から1か月以内です。

再就職手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

- 1 再就職手当支給申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）
 - 2 雇用保険受給資格者証
 - 3 その他、ハローワーク等の求める書類
- ※ 提出は郵送でも差し支えありません。

ご注意ください

ハローワーク等で就職の届け出を行った後でなければ、再就職手当の申請手続きはできません。

また、再就職手当の支給を受けると、同一の就職を理由とする高年齢再就職給付金は支給されません。詳しくは「36 雇用継続給付について」をご覧ください。

24 再就職手当受給後にも給付があります

早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下している場合、就業促進定着手当の支給を受けることができます。

就業促進定着手当の支給要件

次の要件を全て満たしていることが必要です

- ① 再就職手当の支給を受けていること。
- ② 再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に引き続き6か月以上雇用されていること。
※ 事業主の都合による出向等であっても、再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月経過前に雇用保険の被保険者資格を喪失した場合には、この手当の支給は受けられません。
(事業を開始されたことで再就職手当が支給された場合は、この手当の支給は受けられません。)
- ③ 再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月間に支払われた賃金額の1日分の額(A)が離職前の賃金日額(B)を下回ること(AとBの原則的な計算方法はP 6の14をご覧ください。)
※ 離職前の賃金日額が下限額の場合には、再就職後6か月間の賃金の1日分の額が離職前の賃金日額を下回ることはないので、この手当の支給は受けられません。

支給額について

支給額 = (B - A) × 再就職の日から6か月間内における賃金の支払いの基礎となった日数 (月給制の場合は暦日数、日給制や時給制の場合は労働の日数)

ただし、次のとおり上限額があります。

上限額：基本手当日額(※1) × 基本手当の支給残日数に相当する日数(※2) × 40%(※3)

- ※1 基本手当日額にも再就職手当と同様の上限額があります。
- ※2 再就職手当の給付を受ける前の支給残日数です。
- ※3 再就職手当の支給率が70%の場合は、30%です。

- ☐ 60歳未満の時点で離職、離職時の賃金が月給制30万円、基本手当は5,687円だった方が、支給残日数が90日の状態で再就職をして再就職手当を受給。
再就職後6か月間の賃金は月給制28万5千円になった場合。
- ☐ 離職前の賃金日額は10,000円(B)、再就職後6か月間の賃金の1日分の額は9,500円(A)です。
- ☐ 賃金支払い基礎日数は、月給制なので暦日数(183日とします)です。
- ☐ 就業促進定着手当の金額を計算式により一通り計算すると
(10,000円 - 9,500円) × 183日 = 91,500円 となります。
- ☐ この場合の上限額は次のとおりなので、91,500円が支給されます。
5,687円 × 90日 × 40% = 204,732円

申請について

申請期限は、就職日から6か月経過した日の翌日から2か月以内です。

就業促進定着手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

- 1 申請書(就職先の事業主の証明が必要となります)
 - 2 雇用保険受給資格者証
 - 3 出勤簿の写し、賃金台帳の写し等、ハローワーク等の求める書類
- ※ 提出は郵送でも差し支えありません